八尾市時報

所行發　府八尾市役所
大阪市乾　人兼印刷所
發行兼編輯　大村三郎
社會式株藝工刷印所

市時臨會議

市議會臨時會を昭和二十四年三月十二日（出席議員三十三名）に開會した。會議提出案件及び顧末は次の通りであつた。

一、起債議決事項
更正專決處分報告の件（原案承認）
八尾市吏員の定數等に關する條例中改正の件（原案可決）
八尾市警察職員の定數等に關する條例設定の件（原案可決）
八尾市職員給與條例一部改正の件（原案可決）
八尾市有物件共從共濟委託に關する件（原案可決）
八尾市財政事情の作成及び公表についての條例設定の件（原案可決）
郷土建設事業費起債、郵便貯金目標額達成の件（原案可決）
墓地使用條例設定の件（原案可決）
昭和二十三年度八尾市歳入歳出追加更正豫算の件（原案可決）
起債に關する件（府營上水道分擔金）（原案可決）
八尾市上水道擴張工事計上水道費歳入歳出更正豫算の件（原案可決）
一、八尾市常任委員條例中一部改正の件（原案可決）
二、八尾市議會正副議長選擧の件（假議長の指名により議長辻村乙三副議長松村富藏氏再選される）

市民の皆さんに望む

インフレの收束は我國經濟再建の前提であり、當面の急務とする通貨の安定と、生産の增續のためには資金の蓄積が最も喫緊の要件で貯蓄增强の成果こそ我國經濟自立体制確立に必要な外資導入、外國信用獲得のための國民の努力を端的に示すものであり、又その要請の基礎となすことを想えば今後更に一層の國民貯蓄の增强が要請されなければならぬことは百々を要せない處であります。

市民の皆さんは既に想いを爰に寄せられまして、昨年（昭和廿三年度第三、四半期）には克く御協力になつて貯蓄目標達成出來ました事は、誠に力强い限りであります。

つきましては、第四、四半期（本年三月）の救國貯蓄は全國目標額は九〇〇億で、内、我が大阪府のそれは一、〇〇〇億として自三月一日至三月廿一日の間、大阪府並びに本府通貨安定推進委員會の計畫で、一般府民に貯蓄勵行方を慫慂されて居る次第であります。更に又本年自五月一日至五月三十一日の間には郷土建設事業費郵便貯金運動の實施がある譯ですが、此の貯蓄は府縣市町村其の他公共團体の事業費起債の裏付けとなつてきましては、昭和二十四年度には明るい住み心地よい八尾市建設のために文化、交通、保健衞生、其他諸般の事業企畫を樹つゝあるこれを狙つて居る譯で、即ち市民の皆さんに依る貯蓄の達成そのものが起債獲得の上に直接支配されることに相成るので、將來の八尾市を明るくするのも暗くするのも皆さんの掌中にある譯なのであります。時節柄各位家庭に於かれては出費御多端の折柄とは萬々お察し申し上げますが、特に郷土愛の發露から揮つて貯蓄をお願ひする次第であります。

中學校入學に就て

本年三月、小學校を卒業する兒童は、あらためて入學通知書は出しませんから、各保護者は左記により、それぞれ所定の中學校に入學させて下さい。

倘私立中學校に入學せられる場合は、兒童名及び入學する學校名を書いて當市役所教育課へ屆出を願ひます

入學する小學校　入學する中學校
八尾小學校　八尾中學校
山本小學校　龍華中學校
用和小學校　龍華中學校
西郡小學校　大正中學校
久寶寺小學校　久寶寺中學校

昭和二十四年四月一日午前九時

市營墓地使用希望の方へ

市營墓地使用條例が設定しましたから、市の經營する墓地（舊龍華、久寶寺）を使用しようとする方は衛生課へお申込下さい。

なお墓地埋葬等に關する法律が制定され昨年六月一日から施行せられて遺骨の一部を外地に納骨せられる場合は必ず改葬の手續をとらなければならないことになりましたから御注意下さいからよく御注意願ひます。

不審の場合は電話で照會なり又は檢査證票、身分證明書を遠慮なく要求して見て下さい。徵稅吏員は必ず持參して居ります。

最後に去る三月十日軍政部ハント太尉が當市に見えられ、お話せられた言葉を味つて頂くことにして擱筆します。

「市稅は八尾市に使はれるものである。府稅は府に、國稅は日本に使用されれそれ以外に費はれないが、米國民の稅金は自國以外日本やその他の國の爲にも一部使はれる」

市内に事務所のある各種團体の結成について

左記に該當する各種團体は屆出が要りますから、未だ屆出の濟んでいない團体や新規に結成される團体は市役所、渉外係まで屆出で下さい。

記

一、公職（國會議員、都道府縣知事、都道府縣會議員、市長村長、及び市町村會議員）の候補者を推せん又は支持すること。
二、政府及び地方公共團体の政策に影響を與える所爲をなすこと。
三、日本及び諸外國間の關係（政治、經濟、文化、思想等）につき論議すること。

主要食糧賃加工營業者屆出について

今般大阪府主要食糧賃加工營業規則を制定せられた左記要領にこれを强力に推進せられることになつたから通知致します。尙屆出無き時は營業出來ませんから注意して下さい。

記

一、賃加工營業種類
米穀、大麥、小麥、はだか麥、甘藷、馬鈴薯等主要食糧を原料若しくは材料として製造又は加工する業者
二、屆出手續
賃加工業を營もうとする者及現に營業する者は別に定める樣式により主要食糧賃加工營業屆を知事に提出しなければならない（市役所商工課に提出の事）
三、屆出期間
三月二十二日より三月三十一日迄
四、屆出濟證の交付
前項の屆出を濟したる者に知事は屆出濟證を交付する

附記
本件に關し詳細は市役所商工課に照會せられたし

家庭用燃料購入通帳實施に就て

先般各庭に交付致しました燃料通帳は、四月から使用實施しますから左記要領により取扱ひせられたし。

記

一、通帳取扱ひ方法
交付を受けた通帳は各自住所、世帶主氏名及び世帶員名を記入の上、先に登錄せられた薪炭小賣店に提出のこと。
但しガス、電熱使用の家庭は、三月分ガス、電熱料金領收書を通帳に添付して、三月末迄に薪炭小賣店に提出せられ度し。
二、通帳交付
薪炭小賣店は各消費者より提出せられた通帳を別に定めた規定により整理の上市役所に提出、市役所は点檢々印の上薪炭小賣店に返戻し各小賣店舗は四月中に各消費者に返戻す
三、割當配給方法
別に其の都度通知

市民簿による本市世帶數及人口數二月中移動表

二月一日		二月末日					
世帶數	人口數	世帶數	增減	人口數	增減
15.504	66.145	15.490	△34	66.477	62

人口增減内譯

增		減		差引
轉入	495	轉出	535	△40
出生		死亡		
計	642	計	5[illegible]	

成人講座・講習會開催豫告

目的　府下の一般成人に民主主義の諸々を理解せしめ、新しい日本の公民としての權利と責任を知らしめる。

方法　問題の解說と討論による（視聽教育として映畫を利用）

科目　①法律政治　②經濟勞働　③公衆衞生　④公共福祉　⑤公民教育　⑥民間報告

會場　府下各小學校（八尾市は市立各小學校）

日時　昭和二十四年三月より十二月まで

受講者　一般成人、社會學級、青年團体、婦人團体、文化團体外

當八尾市において右實施の場合は各地區の小學校に多數の參加聽講をお待ちしております。

市役所教育課社會教育係

お知らせ！お答へ！

税務課より

昭和二十四年度の豫算も近くお目見得することでせうから、それに關する稅金の明は其の時に致します。

仕事は手近かな稅金、誰でも一應知つて戴きたいことを判り易く書きたいと思ひます。

人――泥棒除けの爲か？大變多く見受けられます。犬をお飼いになると、過問以内にお屆け下さい。一ヶ年稅金五百廿圓（議會に於て稅率が決まるのですが、目下豫定されて居る二十四年度の稅金を掲げました。變更されました際は改めてお知らせ致します。以下同じ）

自轉車――無稅の自轉車に乘つて居られると、盜難と見られて仕舞ひますから、どうしてもこれを納めてそれから廣告出して下さい。

ポスター、立看板、チラシ、建植看板等々です。但し自家にある看板は縮尺して居りますから、特に嚴重な規定を設けられたのは之は公金であるからです。

不動産――家を建てたり、買つたり或は土地を買ふ場合には、その家や土地の「時價」の二割が不動産取得稅として是非必要ですから別に用意して置いて下さい。

地租――何故高くなつたのか？それは現在の土地の賃貸價格は、昭和十三年以來據置きになつたまゝで、物價の高騰した現在では、他の稅と均衡がとれないので之を引上げられた代りに稅率を上げられたからです。

昭和二十五年一月一日に賃貸價格が改正せられる豫定です。

家屋稅――之も同樣理由で十七年に改められたもので、次は昭和二十七年一月一日に制定せられる事になつてゐます。

地方稅が重要視せられる結果之か任務を遂行する爲に必要な權限、即ち徵稅吏員これを妨げたり、忌避したり、或は答辯をなさない者は一年以下の懲役や二十万

新憲法 國民の權利及び義務」について

なたと私は法律の下に等であつて、人權、信、性別、社會的身分、は門地により何等差別受けることはない。

⑦あなたと私は眞理と誠實に基上に保つことにより論と文書によつて自由合自を表現することができる。

⑧あなたと私は思想と良心を保障される、又自身の信仰を自由にすることができる。

⑨あなたと私は自分自身の爲にならない證言を强制されるようなことはあり得ない。拷問や威嚇は公判で使らことができないことを知らなければならない。

⑩あなたと私は自白が自分自身の爲にならない嘘の證據である場合は、有罪にされたり處罰を受けたりすることはあり得ない。

⑪あなたと私は抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところによつて、その爲に受けた損害の賠償を國に求めることができる。

⑫あなたと私は自分自身の權利と自由を主張すると同様に他人の權利と自由を尊重することに熟心でなければならない。權利と自由の濫用はお互いに厳に戒めなければならない。

海外より未引揚の邦人留守宅調査

未だ歸り來ぬ親や夫を待つ留守居家族の不安は、いよ〳〵痛切なものがあります。本年の解氷期に當り引揚の再開を控え、留守宅の調査を正確にしておくことは歸還者受入体制を整える上に必要でありますので今回當市在住の未引揚一般邦人留守宅家族は三月三十日迄に、市役所民生課又は各出張所へ左記樣左に依り届出下さい。

記

未引揚者氏名	年令	職業	申告者氏名	現住所	本籍地	續柄

八尾市兒童相談所の開設

兒童福祉法の施行に即應致しまして、兒童福祉のため一般兒童の相談に應ずるよう致して居ります。市民の皆樣精々御活用下さい。

昭和廿三年十一月一日より毎週月曜日、木曜日の兩日 午前中

相談日

兒童福祉指導者 川井左門

兒童福祉司 藤田廣作

兒童相談所長

所場 八尾中部小學校圖書室

備考 詳細は民生課兒童係に御連絡下さい。

夫婦は平等・自由は婚姻

男は滿十八才以上、女は滿十六才以上になれば婚姻ができます。舊民法では婚姻のできる年齢は男は滿十七才、女は滿十五才でありましたが、新民法では未成年者が婚姻する場合で、父母の同意を要する場合は、成年者に達しないと、父母のいときは誰の同意も要いことになつたのと、年者も婚姻すれば成年者が婚姻をするには、父母の同意を要するものとなつており、しかし、父母これまで通りではやゝ低さる憾れがあるので男女一年づゝ引上られたのあります。

未成年者の婚姻は本人同志でなければ、滿二十才以上の婚姻するには何人の同意も要らないわけであるが、父の同意なくても婚姻ができるようになつたのは、無鄭で婚姻をすることを奨勵する趣旨ではなく、の好意ある助言を求めは將來も變ることのない情宜であります。

本人同志で決められれば、婚姻届をしなければ婚姻をしたことにはならず、ことは言ふまでも無くいのであります。たゞ其の場合に一方が同意を拒み、或いは意見を表明するのを拒んだような場合に限り、窮余の策として他の一方の同意だけあればよいとする趣旨であります。父母共に知れないとき、また死亡したような場合には、何人の同意も必要はありません。

新民法下でも、夫婦同姓の原則はこれまでと同じ

ばし生き殘つた一方の氏はど夫の氏を稱するか、妻の氏を稱するかについては、どちらを原則にするといふような配偶者の氏は當然に變りません。しかしもし其の生き殘つた配偶者が自分の婚姻前に舊姓に復したい時はいつでも自分だけの意志で復することが出來ます。それは戸籍の届出をするだけでよいのであります。御參考迄に昭和二十三年度中の届出件數を次にお知らせ致します。

	出生		死亡								婚姻	離婚	計
			一才未滿		その他		死産						
	男	女	男	女	男	女	男	女	不詳				
一月	82	73	8	6	32	24	1	1	1		41	2	271
二月	85	82	6	5	16	30	1	4	0		52	1	282
三月	108	91	9	8	31	16	2	6	2		69	5	347
四月	59	65	3	2	15	19	3	3	4		44	2	219
五月	88	75	7	2	26	26	2	3	1		68	1	299
六月	69	59	2	3	22	26	3	2	0		53	3	242
七月	96	81	4	1	29	16	6	3	0		49	2	287
八月	86	85	4	8	37	18	6	1	0		46	2	293
九月	75	67	3	2	19	21	6	2	0		48	3	251
十月	8	93	5	4	19	15	4	3	0		51	6	284
十一月	87	67	9	4	23	22	2	1	0		53	4	272
十二月	91	85	10	2	23	16	2	1	0		60	3	293
計	1010	923	70	47	292	249	38	30	8		634	39	3.340
合計	1.933		658				76				634	39	3.340

公職に防する就業禁止退職等に關する勅令の定規による覺書該當者の指定の特免に關する政令公布について！

今般、昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者としての指定を受けられた方は、その受けられた指定が著しく不公正であると思料されるに至りました場合には、内閣總理大臣に對して指定の特免を申請する事が出來る旨の標記政令及びその施行に關する命令として總理廳令が、昭和二十四年二月八日づけをもつて公布になりましたので、詳しい事項は、當係でお問合せの上、御承知下さいます樣右お知らせ致します。

市役所總務課涉外係

關西線の電化運動について

かねてより市民の皆さんからは、本同盟に對しましては、直接間接に絶大なる御後援を賜り、委員一同常に感謝感激いたし、一日も早くこれが實現する樣、皆樣の御期待に副うべく努力いたしている次第です。

八尾市は昨年四月八尾町始め隣接四ケ町村合併して市制が實施されて、關西線八尾驛は、八尾市の玄關口となり、又數多くの工場が八尾驛を中心として点在し、一大工業地帶の觀を呈し、最近は近鐵バスは市の南北を貫通し市民の利便を圖られたにも拘らず、東西幹線の關西線は現在に於て、一日十二、三本位の運行に過ぎず、一列車間隔は一時間乃至二時間となつて居り、一方乘降客は年々頓に增加し、市民並に利用者の不便は甚大で、産業復興の上にも、明るい八尾市建設の上にも大きな障害となつて居ります。

我々同盟委員は昨年より再三上京し、關係當局には陳情折衝を重ねていたのでありますが、總選擧に次ぐ内閣變動あつて本運動もまた再運動を强力に實施せねばならぬ狀態に立ち至りましたので再出發するの熟意をもつて、着々猛運動を起していますが、何としても皆樣の御協力、御後援にまたねばならぬことは申すまでもありません。

今後は何かと本運動のため皆樣に御無理を申上げることと思ひますが何卒その節日十二、三本位の運行に過ぎず、一列車間隔は一時間乃至二時間となつて居り、一方乘降客は年々頓に增加し、市民並に利用者の不便は甚大で、産業復興の上に

外國人登錄と米穀通帳との照合について

外國人登錄をされて居る方は、昨年中に登錄證明書と米穀通帳とを市役所涉外係まで御持參願い、照合の印を受けて頂きますが、未だ照合の濟んでゐない方や、其後當市轉入の方で照合を受けていない方は、至急に照合を受けて下さい。

尙日本名にて配給を受けている方は全部氏名を本國名に、變更して配給を受けて下さい。右の照合を受けない方には食糧其の他配給が停止される事がありますからお傳へ致します

市役所總務課涉外係

未復員、遺骨未受領の御家庭へ

三月一日現在舊陸海軍軍人、軍屬のうち未復員者遺骨未受領者は、留守擔當者から三月五日迄に市役所民生課、又は各出張所に用紙備へてありますから洩れなく届出下さい

法第四條第二項により昭和二十二年七月以降扶養手當未復員者給與法の一部改正

昭和二十三年十二月二十九日、未復員者給與法の一部が、次のように改正せられましたから御承知願ひます

扶養手當

舊 二二五圓 改正額 二五〇圓

法第四條第二項により昭和二十二年七月以降扶養手當の支給を開始した分

歸郷旅費

舊 四五〇圓 改正額 一〇〇〇圓

法第七條により歸郷の際支給する旅

遺骨引取費

舊 八〇〇圓 改正額 一五〇〇圓

法第八條第一項により遺骨を傳達する際支給する交付金

遺骨埋葬費

舊 一〇〇〇圓 改正額 一五〇〇圓

市民の聲

この度、市役所並に各出張所の玄關に「市民の聲」箱を設けました。

八尾市民の皆樣、

八尾市政は八尾市民の手で行はねばなりません。明るい、住みよい八尾市建設のために、明るい御希望、御意見をどし〳〵と御投書、お願い致します

公聽室

琉球えの渡航について

琉球人の送還は三月十四日をもつて終了し、その後の渡航希望者は個人的に米第八軍司令部の具体的指示により決定されますから、指示あるまでは勝手に佐世保引揚援護局へ行くことのない樣御承知願ひます

水道は!!

あなたの物です

水は大切に使つて下さい

少しの水漏れ修繕でも御手數ですが

水道課へお知らせ下さい

八尾市水道課

舊陸海軍正規將校の皆樣へ

舊陸海軍正規の將校で、最近外地より復員された方、又は最近新たに當市内へ轉入されて來た方は、法令により新規届出又は住所變更届をしなければなりませんから、右該當の方で未届の方がありましたら至急當係まで届出を願ひます。

尙、他へ轉出される方、又死亡された場合も、至急届出をして下さい。

市役所總務課涉外係

衛生課より市民の皆樣へ

去年來より、市直營にて塵芥處理を致して居りますが去年の如く日本腦炎患者等傳染病患者を出さない樣冬の中から鼠族、昆蟲驅除に對して御協力をお願い致班員が蚊、のみ等昆蟲の發生場所である水たまり、塵捨場等を清掃し傳染病の運搬をする鼠族等の驅除に努力致して居ります。

大阪一の住みよい清潔な明るい八尾市の建設に衛生課員一同奮鬪致しています、市民の各位も、塵埃の處理を初め鼠族及び昆蟲の驅除に御協力をお願い致します。

都市計畫の懸賞募集に對する御願い

かねて行政事務囑託、東大阪新聞、大阪夕刊及河内ニュース等を通じて八尾市都市計畫の精想を懸賞募集しました處應募がありませんので締切期日を三月三十一日迄延長しますから奮つて應募して下さい。

募集要項は次の通りであります。

八尾市都市計畫懸賞募集

新發足しました八尾市の發展は、理想的な都市計畫の實施に俟つ處大なるものがあります。

こゝに本市の都市計畫と稱するは交通、衛生、保安經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し、又は市民の福利を增進する重要施設の完備が目的であります。

てゝ從つて此の都市計畫こそ市民各位の造詣深き方々から、其の藴蓄される構想を圖面と論文を以て募集要領は次の各項を御覽下さい（尙不明の点は市役所土木課まで御問合せ下さい）

募集要領

一、計畫區域 舊八尾町、舊龍華町、舊久寶寺村

二、計畫内容 舊大正村、舊西郡村、舊河内港、公園、道路、廣場、鐵道、軌道、運河、運動場、宅地、經營、市場、屠場、墓地、火葬場、及塵埃一團地、水道、整理、區劃、公會堂、住居地域、商業地域、工業地域、映畫館、劇場、見世物場、待合、又は貸座敷、遊廓、定學校、寄席、集會場、旅館、飲食店、劇場、寄席、

三、審査 大阪府土木部八尾出張所、大阪府計畫課、八尾市都市計畫委員、八尾市土木課、八尾市土木建設委員、

四、賞金 一等五千圓、二等參千圓、三等貳千圓

五、募集〆切期日 昭和廿四年三月三十一日限

尙計畫に地圖の必要な方は八尾市全圖（一萬分の一）が八尾市役所土木課にありますから御希望の方に一部百五拾圓で御頒ち致します

八尾市役所土